

令和8年度から適用される主な改正事項について

税制改正により、各種控除額が変更しておりますので、給与支払報告書作成時にはご注意ください。

1.基礎控除の見直し（所得税のみの改正）

合計所得金額が2,350万円以下の方について、所得税のみ、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)		基礎控除額		
		改正後		改正前
		令和7年分・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95万円		48万円
132万円超 (200 万 3,999 円超	336万円以下 475 万 1,999 円以下)	88万円	58万円	
336万円超 (475 万 1,999 円超	489万円以下 665 万 5,556 円以下)	68万円		
489万円超 (665 万 5,556 円超	655万円以下 850 万円以下)	63万円		
655万円超 (850 万円超	2,350万円以下 2,545 万円以下)	58万円		

2.給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下については、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		収入金額×30%＋8万円

3.大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族（居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者および事業専従者を除く。））を有する場合に、その特定親族 1 人につき、その特定親族の所得に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額	
	所得税	個人住民税
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	

- (注) 1 給与支払報告書には、特定扶養親族の人数と控除額を記載する欄が追加されています。所得税の控除額を記載してください。また、控除対象扶養親族等の区分の欄には、対応する数字を記載してください。詳しくは、別紙「③個人別明細書の記載について」をご覧ください。
- (注) 2 合計所得金額 58 万円を超える場合は、税法上の扶養親族には該当しません。

4.扶養親族等に関する所得要件の引き上げ

同一生計配偶者及び扶養親族に係る所得要件が 10 万円引き上げられました。

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超133万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	85万円以下	75万円以下

5.給与支払報告書等の eLTAX 等による提出義務基準の引き下げについて
【令和9年1月～】

令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）となった方は、令和9年に提出する法定調書を、eLTAX、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。
該当する場合は、書面での提出はできませんので、eLTAX 等による提出のご準備をお願いします。